



平成18年 5 月25日

各 位

会社名 ダイニック株式会社
代表者名 代表取締役社長 細田敏夫
(コード 3551 東証第1部)
問合せ先 取締役本社総務部長 加藤仁一
(TEL. 03-5402-1811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第143期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第4条（公告方法）を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするため、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ② 株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第17条（議決権の代理行使）の変更を行うものであります。
 - ③ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするため、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ④ 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役の責任制限を定めるとともに、社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう、変更案第27条（取締役の責任免除）および同第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
なお、変更案第27条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
 - ⑤ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。
 - ⑥ その他、会社法に基づく必要な規定の新設、不要となる規定の削除を行うとともに、会社法の規定に文言を合わせ必要な文言の変更を行うものであります。

- (3) 取締役および監査役の員数について適正な規模を明定するため、変更案第18条（員数）および同第28条（員数）において員数に上限を設けるものであります。
- (4) 取締役会の招集権者および議長を明確にするため、変更案第22条（取締役会の招集権者および議長）を新設するものであります。
- (5) 取締役会および監査役会を機動的に開催できるよう、変更案第23条（取締役会の召集通知）および同第32条（監査役会の召集通知）において、所要の場合に召集手続きを経ない規定を設けるものであります。
- (6) 監査役の任期調整を定めた、現行定款第30条第2項（任期）の規定を削除するものであります。
- (7) 上記の変更に伴う条数の変更、表現の明確化および一部字句の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木）

以 上

別 紙

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社はダイニック株式会社と称し、英文では DYNIC CORPORATION と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～18. (条文省略)</p> <p>(所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を京都市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、京都市において発行する京都新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 1 億 5 千万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>ダイニック株式会社</u>と称し、英文では、<u>DYNIC CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. ～18. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店を京都市に置く</u>。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 5 千万株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会でこれを定める。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は株式につき、<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り等、株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>株式の名義書換、質権に関する登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行および単元未満株式の買取り等、当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>(住所氏名等の届出)</u></p> <p>第11条 <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>、<u>質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p><u>(仮住所または代理人の届出)</u></p> <p>第12条 <u>外国に居住する株主および質権者は日本国内に仮住所または代理人を定めて届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、その都度招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。</p> <p>取締役会長および取締役社長に支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p><u>この場合、株主または代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条 株主総会の議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名してこれを保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 <u>当会社に取締役7名以上を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任については<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 <u>当会社の取締役は、15名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役会の決議をもって前項の役付取締役の中より会社を代表すべき取締役を定める。</p> <p>(取締役会) 第23条 取締役会は法令または定款の特別の定めある場合のほか、当会社の業務執行を決定する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日より<u>3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は取締役会<u>で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬総額・退職慰労金は株主総会の決議<u>をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p><u>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを保存する。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第28条 当会社に監査役3名以上を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第29条 監査役は株主総会において選任する。</u> <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>② <u>監査役および補欠監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>③ <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第32条 <u>監査役会は法令の特別の定めある場合のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対して会日より3日前に発するものとする。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報 酬) 第35条 <u>監査役の報酬総額・退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 <u>当会社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を言う。以下同じ。)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金または中間配当金は支払開始の日から満2年を経過しても受領がないときは当会社に帰属する。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>